

様式第1号附表2（第3条関係）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
|   |  | ※受付番号  |  |
| 景観計画区域の区別   |  | 特定景観区域   |  |
| 行為の場所   |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 建築物<br><input type="checkbox"/> 工作物<br><input type="checkbox"/> 開発行為 |  | <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |  |

【建築物又は工作物】

| 区分           | 配慮事項  | 対応状況の説明 |
|--------------|---|---------|
| 位置・配置        | <input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観をできる限り阻害せず周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とすること。<br><input type="checkbox"/> 良好な景観が見渡せる場所から、その眺望を妨げない位置及び高さとすること。<br><input type="checkbox"/> 自然の地形をできる限り生かすこと。<br><input type="checkbox"/> 原則として13メートルを超えないようにすること。   |         |
| 規模           | <input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。<br><input type="checkbox"/> 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。  |         |
| 形態又は色彩その他の意匠 | <input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。<br><input type="checkbox"/> 歴史文化的景観と調和した形態意匠とすること。<br><input type="checkbox"/> 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。<br><input type="checkbox"/> 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。<br><input type="checkbox"/> 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。<br><input type="checkbox"/> オイルタンクや室外機等、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。<br><input type="checkbox"/> 屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減を行うこと。 |         |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 敷地の外構・その他 | <input type="checkbox"/> 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。<br><input type="checkbox"/> 門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とすること。<br><input type="checkbox"/> 屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないようにすること。<br><input type="checkbox"/> 車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いること。<br><input type="checkbox"/> 増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うこと。<br><input type="checkbox"/> 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。 |  |
|-----------|--|--|

【開発行為、土地の形質の変更、物の堆積、樹木等の伐採など】

| 区分                                   | 配慮事項   | 対応状況の説明 |
|--------------------------------------|--|---------|
| 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更 | <input type="checkbox"/> できる限り現況の地形を生かし、大規模なのり面及び擁壁が生じないように努めること。<br><input type="checkbox"/> のり面は、できる限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。  |         |
| 屋外における土石、廃棄、再生資源その他の物の堆積             | <input type="checkbox"/> 秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。 |         |
| 土石の採取又は鉱物の採掘                         | <input type="checkbox"/> 行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。<br><input type="checkbox"/> 行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。  |         |
| 樹木等の伐採                               | <input type="checkbox"/> 樹木等の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。<br><input type="checkbox"/> 伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。  |         |

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。